



資料 2

# 第4期高知県地域福祉支援計画 策定の進め方等



# 第4期高知県地域福祉支援計画の改定の方向性について（案）

## 第3期計画への改定時の概要

計画策定の目的	「高知型福祉」の実現のために、市町村の地域特性や独自性を尊重し、市町村が住民の皆さんや社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉団体などとともに、地域の実情を踏まえて、福祉ニーズや生活課題に対応した地域福祉を進める取組を支援することを目的として策定する。
計画改定の趣旨	第2期計画に基づく取組の成果や課題を踏まえ、県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「高知型福祉」の実現を目指して、引き続き、市町村の地域福祉の推進を支援し、地域の課題への対応策を強化するため、高知県地域福祉支援計画を改定する。
地域福祉の方向性	「高知型福祉」を実現するための方向性として、根幹部分は第2期計画を継承したうえで、取組をより強固にするために、本計画では、地域福祉推進の基本項目として8本柱を立て、それぞれの取組を推進する。
計画期間	4年間（第3期：R2～R5）
計画の目標	それぞれの地域において、県民誰もが安心して暮らせる「高知型福祉」の実現を目標に取組を進める。
計画の推進体制	<ul style="list-style-type: none"><li>● 日本一の健康長寿県構想推進会議等において、施策の進捗管理を行い、次年度以降の施策に反映する。</li><li>● 高知県社会福祉審議会へ施策などの実施状況を報告し、意見をいただきながら、計画の効果的な推進を図る。</li></ul>

### <計画骨子>

#### 第1章 第3期計画の基本事項と計画策定の背景

- I 計画の基本事項
- II 計画の策定背景

#### 第2章 計画の内容

- I 地域福祉の支援の方向性（目指すべき姿）
  1. 地域の実情に応じた地域福祉の推進
  2. 地域福祉を推進する基盤の確保
- II 具体的な方策
  1. 地域の実情に応じた地域福祉の推進
  2. 地域福祉を推進する基盤の確保

## 第4期計画への改定の方向性（案） R6～R9

- ① 社会福祉法の改正を踏まえ、「高知型地域共生社会の実現」を全体を貫く大目標として掲げ、オール高知で一体的に地域福祉を推進するため、市町村や社会福祉協議会が策定する計画との整合を意識した計画改定**
  - 人口減少や少子高齢化などにより、地域のつながりや支え合いの力が弱まる中、8050問題やヤングケアラーなど、これまでの縦割りの制度サービスでは解決が難しい複合課題が顕在化
  - こうした課題に対応するため、社会福祉法が改正（R3.4月施行）され、地域共生社会の実現に向けて、市町村において、包括的な支援体制を整備することが努力義務化（県では後方支援することが努力義務化）
  - 令和4年10月には、知事、全市町村長、全社会福祉協議会会長が共同で「高知家地域共生社会宣言」を実施し、オール高知で取り組む決意を表明
  - こうした機運の高まりに加え、あったかふれあいセンターを地域資源として活用することや、中山間地域の「つながり」を再生するための施策を実行するなど、本県の特色を生かした「高知型地域共生社会」として、これまでの「高知型福祉」の取り組みを継承し、さらに発展させながら、その実現を目指す
  - この「高知型地域共生社会」を計画全体を貫く大目標として掲げ、オール高知で地域福祉を推進するには、市町村が策定する地域福祉計画や高知県社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動支援計画」との整合を図る必要
- ② 日本一の健康長寿県構想の第5期改定と連動した計画改定**

子ども・子育て政策や福祉・介護人材の確保対策等、施策の根本部分は継承しながら日本一の健康長寿県構想の第5期改定と連動した計画改定
- ③ 福祉関係計画との一体的な展開や県の基本政策との整合を意識した計画改定**
  - 先行的に改定されている高齢、障害等の計画との一体的な展開を意識した計画改定
  - 県の総合戦略や5つの基本政策、中山間地域対策等横断的な政策との整合を意識した計画改定
- ④ 地域福祉を取り巻く環境や社会経済情勢の変化に対応した計画改定**
  - 社会福祉法人の公益的な取り組みの充実など、社会福祉法の改正等、地域福祉を取り巻く環境変化を反映
  - 全世代型社会保障会議の動向や「次元の異なる少子化対策」、骨太方針等の政府方針を反映
  - SDG'sの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の理念の普及やデジタル化の進展など社会経済情勢の変化を反映
- ⑤ 高知県の地域福祉の変遷を追記**

※ 計画策定経費はR5年度予算に計上  
※ 骨子案は第1回専門分科会で提案予定

# 第4期高知県地域福祉支援計画改定スケジュール（案）

## 第4期地域福祉支援計画スケジュール案

<計画期間：令和6年度～令和9年度（4年間）>

令和5年2月13日 社会福祉審議会

【諮問、専門分科会での検討、スケジュールの確認】

・計画の見直しに向けた庁内検討会 等

6月～7月 第1回専門分科会

【計画骨子(案)、基本事項の確認等】

・庁内検討会、理念と基本施策(案)の検討 等

8月～9月 第2回専門分科会

【課題、理念、基本施策の検討等】

・計画書(案)の作成、庁内検討会、市町村との連絡調整 等

10月～11月 第3回専門分科会

【計画書(原案)の検討】

令和6年1月 社会福祉審議会

【「高知県地域福祉支援計画」(原案)の検討】

1月～2月 パブリックコメント

3月 第4回専門分科会（書面開催）

【地域福祉支援計画(案)の検討】

令和6年3月 社会福祉審議会

【地域福祉支援計画(案)の承認、答申】

令和6年3月 冊子製本及び関係機関への郵送

## 第3期地域福祉支援計画 策定経過

<計画期間：令和2年度～令和5年度（4年間）>

平成31年1月30日 社会福祉審議会

【諮問、専門分科会での検討、スケジュールの確認】

7月16日 第1回専門分科会

【計画策定の進め方等の確認】

・庁内検討、理念と基本施策(案)の検討 等

9月10日 第2回専門分科会

【計画骨子(案)、基本事項の確認等】

・計画書(案)の作成、庁内検討、市町村との連絡調整 等

令和2年2月19日 第3回専門分科会

【地域福祉支援計画(案)の検討】

令和2年3月23日 社会福祉審議会  
（書面開催）

【地域福祉支援計画(案)の承認、答申】

3月9日～  
3月29日

パブリック  
コメント

## 第2期地域福祉支援計画 策定経過

<計画期間：平成28年度～平成31年度（4年間）>

平成26年9月25日 社会福祉審議会

【諮問、専門分科会での検討、スケジュールの確認】

・計画の見直しに向けた庁内検討会 等

6月5日 第1回専門分科会

【計画骨子(案)、基本事項の確認等】

・庁内検討会、理念と基本施策(案)の検討 等

8月11日 第2回専門分科会

【課題、理念、基本施策の検討等】

・計画書(案)の作成、庁内検討会、市町村との連絡調整 等

10月28日 第3回専門分科会

【計画書(原案)の検討】

平成28年1月26日 社会福祉審議会

【「高知県地域福祉支援計画」(原案)の検討】

2月23日～  
3月14日

パブリック  
コメント

3月 第4回専門分科会（書面開催）

【地域福祉支援計画(案)の検討】

平成28年3月28日 社会福祉審議会

【地域福祉支援計画(案)の承認、答申】

# 【参考】地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に係るこれまでの社会福祉法の改正など

平成28年（2016年）6月

「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる

社会福祉法改正  
平成30年（2018年）4月施行

## 【主な内容】

- **市町村の包括的な支援体制づくりが努力義務化。**（第106条の3）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。（以下略）

- **地域福祉支援計画の策定が努力義務化。福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。**（第108条）

※ 市町村が策定する地域福祉計画についても同様（第107条）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（以下略）

社会福祉法改正  
令和3年（2020年）4月施行

地域共生社会の実現  
に向けた包括的な  
支援体制の整備が  
努力義務化

## 【主な内容】

- **“地域共生社会の実現”の理念が社会福祉法に新設**（第4条第1項）

第4条第1項 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。

- 市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する**包括的な支援体制を構築するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業や、その財政支援の規定の創設（第106条の4～6）**

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、（略）重層的支援体制整備事業を行うことができる。

- **国及び都道府県は、市町村の包括的な支援体制の整備に向けた取組を後方支援することが努力義務化**（第6条第3項）

第6条第3項 国及び都道府県は、市町村において（略）重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報提供その他の援助を行わなければならない。

- 市町村の**地域福祉計画に、包括的な支援体制の整備の事項を盛り込むことが努力義務化**（第107条）

第107条 市町村は地域福祉の推進に市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一～四（略）

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

## 1 社会福祉法の位置付け

### ＜社会福祉法第108条＞

都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

## 2 計画に盛り込むべき事項

### ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- |  |   |
|--|---|
| <p>ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯、災害、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項</p> <p>イ 高齢、障害、子ども、子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項</p> <p>ウ 制度の狭間の課題への対応のあり方</p> <p>エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制</p> <p>オ 共生型サービス等の分野横断的なサービス等の展開</p> <p>カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方</p> <p>キ 就労に課題を抱える者への横断的な支援の在り方</p> <p>ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方</p> <p>ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方</p> | <p>コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内での虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着眼した支援の在り方</p> <p>サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方</p> <p>シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用</p> <p>ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理</p> <p>セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄付や共同募金等の取組の推進</p> <p>ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制</p> <p>タ 全庁的な体制整備</p> |
|--|---|

### ②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

- ア 市町村に対する支援      イ 市町村が実施する広域事業に対する支援      ウ 都道府県管内の福祉サービスに関する情報の収集及び提供システムの構築

### ③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

- 人材の確保や福祉従事者に対する研修体制の整備等

### ④福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

- 市町村が実施する福祉サービスの相談支援体制及び供給体制の確立のための基盤整備の促進等

### 新 ⑤市町村における地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備への支援に関する事項

- ア 単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築      イ 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案      ウ 住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めていくための人材育成、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言      エ その他必要な事項

### ⑥その他都道府県社会福祉協議会の活性化等

※①～⑤は社会福祉法第108条の各項目、⑤は法改正（R3.4.1施行）により変更された項目

※□内はR3.3.31「地域共生社会の実現に向けた地域福祉について」の改正について（通知概要）より抜粋（厚生労働省）

## 第1章 第3期計画の基本事項と策定の背景

### I 計画の基本事項

### II 計画の策定背景

1. 高知県の現状と課題
2. 地域福祉への新たな期待
3. 第2期計画に基づく取り組みの主な成果

## 第2章 計画の内容

### I 地域福祉の支援の方向性（目指すべき姿）

1. 地域の実情に応じた地域福祉の推進
2. 地域福祉を推進する基盤の確保

### II 具体的な方策

1. 地域の実情に応じた地域福祉の推進
  - (1) 小規模多機能支援拠点の整備と機能強化
  - (2) 高知版地域包括ケアシステムの構築
  - (3) 総合的な認知症対策の推進
  - (4) 高知版ネウボラの推進
  - (5) 誰もが安心して暮らせる地域づくり（地域共生社会の実現に向けて）
    - 1) 市町村における包括的な支援体制の構築
    - 2) 困難を抱える人等への支援
      - ①生活困窮者への支援
      - ②虐待防止（高齢者虐待・障害者虐待・児童虐待）
      - ③自殺予防対策の推進
      - ④ひきこもりの人への支援の充実
      - ⑤発達障害のある人への支援
      - ⑥医療的ケア時等への支援

- 3) 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援
- 4) 居住に課題を抱える人への横断的な支援
- 5) 社会福祉法人等における社会貢献活動の推進
- 6) 民生委員・児童委員活動の充実
- 7) 地域の福祉活動への住民参加の促進

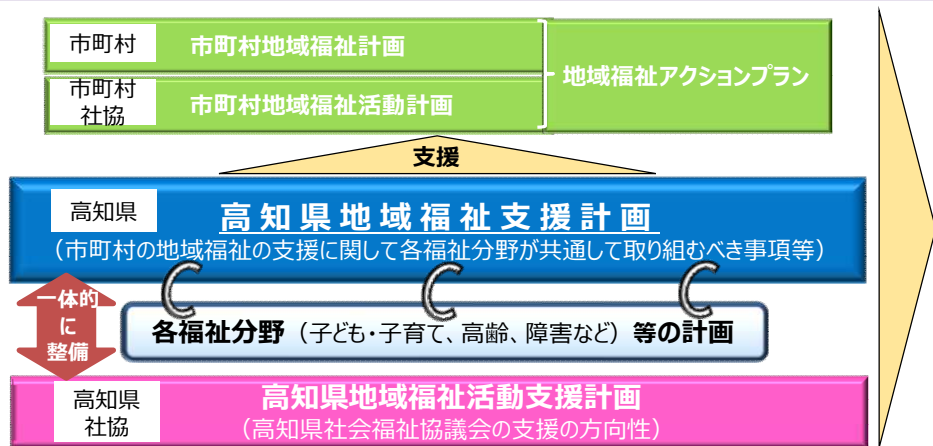
- (6) 防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進
  - 1) 自主防災の組織づくりと活動の促進
  - 2) 災害時要配慮者支援対策の加速化
  - 3) 災害ボランティアセンターの活動支援

### 2. 地域福祉を推進する基盤の確保

- (7) 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動
- (8) 福祉を支える担い手の確保・育成
- (9) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保
  - 1) 適切な福祉サービスの利用促進のための仕組みづくり
  - 2) 権利擁護の取り組みの推進
  - 3) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
  - 4) 障害の特性等に応じて安心して働ける体制の整備
- (10) 地域福祉アクションプランの推進
  - 1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な推進
  - 2) 地域福祉アクションプランの基本事項
  - 3) 地域福祉アクションプランの推進にあたっての大切な視点

# 【参考】高知県地域福祉支援計画と他計画との関連

## 1 地域福祉支援計画と他計画との関連



### ＜高知県地域福祉支援計画＞

- 各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する福祉分野の「上位計画」
- 市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を定める
- 高知県社会福祉協議会が策定する高知県地域福祉活動支援計画と一体的に整備する

## 2 関連する計画と計画期間

分野	計画名	R4	R5	R6	R7
福祉全般	地域福祉支援計画	現計画 (R2～R5)		改訂計画 (R6～R9)	
子ども・子育て	子どもの貧困対策推進計画	現計画 (R2～R5)		改訂計画 (R6～)	
	子ども・子育て支援事業支援計画	現計画 (R2～R6)			改訂計画 (R7～)
	次世代育成支援行動計画	現計画 (R2～R6)			改訂計画 (R7～)
	ひとり親家庭等自立促進計画	現計画 (H29～R5)		改訂計画 (R6～)	
高齢	高齢者保健福祉計画	現計画 (R3～R5)		改訂計画 (R6～)	
	介護保険事業支援計画	現計画 (R3～R5)		改訂計画 (R6～)	
障害	障害者計画	現計画 (H25～R4)	改訂計画 (R5～)		
	障害福祉計画・障害児福祉計画	現計画 (R3～R5)		改訂計画 (R6～)	
その他	自殺対策行動計画	現計画 (H29～R4)	改訂計画 (R5～)		
	再犯防止推進計画	現計画 (R2～R5)		改訂計画 (R6～)	
	南海トラフ地震対策行動計画	現計画 (R4～R6)			改訂計画 (R7～)
	教育等の振興に関する施策の大綱	現計画 (R2～R5)		改訂計画 (R6～)	